

平成12年6月9日

兵庫県知事 貝原俊民 様

環境影響評価審査会
会長 齋藤行正

神戸国際港都建設計画西神第2地区新住宅市街地開発事業（変更）
（西神南ニュータウン（西神第2地区住宅団地）の変更）に係る
環境影響評価準備書の審査について（答申）

平成11年11月4日付け諮問第129号で諮問のあった標記のことについて、下記のとおり、
答申します。

記

標記の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全と創造の
見地から審査を行った。

既定事業である西神第2地区新住宅市街地開発事業は神戸市復興計画（平成7年6月）
において、震災復興住宅整備緊急3か年計画に位置づけられたものであり、当事業は近
年の住宅需要に対応して安定的に宅地供給を行うため、さらにその既定事業区域の北側
及び東側を拡張（面積約81ha）するものである。

準備書では、環境影響評価の対象としたすべての項目で、環境保全目標を満足して
おり、本事業の実施が地域の環境の保全に支障を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、当事業は約81haの計画区域のうち約73haを改変する事業であ
ることから自然環境への影響は避けがたいところであり、事業の実施が特に自然環境に
与える影響をいかに低減していくかが重要である。

したがって、事業の実施に当たっては、準備書記載の環境の保全のための措置を着実
に実施するほか、次の環境要素ごとに述べる事項に留意する必要がある。

なお、留意事項の検討に際しては、当該事業計画案の内容を固定的なものとはせず、
自然環境に与える影響をいかに低減、回避するかを柔軟に検討することが重要である。

1 大気質

既存の住宅団地等が近接していることから、工事中に裸地からの粉じんの飛散が懸
念されるので周辺の生活環境に支障を生じる場合には、気象条件等に応じて効果的な

対策を講じる必要がある。さらに、その影響を確認するため事後監視調査を行う必要がある。

2 騒音

既存の住宅団地等が近接していること及び工事が長期にわたることから周辺地域への影響を低減するよう努めるとともに事後監視調査を行い、必要に応じて適切な対策を講じる必要がある。

3 水質

計画区域下流には水道水源取水口があるため、水質の維持に留意する必要がある。また、水質調査で環境基準値以下ではあるが砒素が検出されていることから、土地の改変の伴い発生する工事濁水の影響については事後監視調査を行い、必要に応じて適切な対策を講じる必要がある。

4 植物

貴重な群落・種については、その生育区域のほぼ全域を改変する計画となっているが、これらの保全については安易に移植するのではなく、慎重な対応を検討する必要がある。また、計画区域は都市化が進んだ周辺地域の中で希少な緑地として機能してきたことに留意し、改変面積を減らす努力が必要である。

5 動物

貴重な種については、当事業の実施により具体的に何が消滅し、何が残存し、何をどう復元するのか明らかにする必要がある。

また、当計画区域近傍でオオタカの生息が確認されていることから、工事中にこれら希少な野生生物の営巣等を確認した場合、必要に応じて関連する工事を一時中断し、専門家からの意見の聴取をするなど、これらの生息生育環境に対する影響を最小限になるよう措置を講じる必要がある。

6 生態系

事業実施に当たっては、生物生息空間の創出及び維持のための具体的な計画の作成を行い確実に実施するとともに、その維持・管理を徹底する必要がある。

7 事後調査

粉じん、騒音、水質についても、周辺地域への影響等を確認するため、神戸市環境部局とも協議し事後監視調査を適切に実施する必要がある。

(参考)

1 審議経過

年 月 日	審 議	審 議 事 項
平成11年11月 4日	審査会 及 び 現地調査	神戸国際港都建設計画 西神第2地区 新住宅市街地開発事業(変更)について (諮問) 準備書について説明を受け、審議 現地調査 小委員会の設置
平成11年12月14日	小委員会	準備書について説明を受け、審議
平成12年 1月24日	小委員会	自然環境保全の基本的な考え方、植物、 動物、生態系について説明を受け、審議
平成12年 2月16日	小委員会	土地利用の考え方について説明を受け、 審議
平成12年 4月26日	小委員会	保全緑地の追加調査等について説明を 受け、審議 答申意見の抽出
平成12年 5月24日	小委員会	答申案の検討
平成12年 6月 9日	答 申	答申

2 補足資料

- (1) 西神第2地区新住宅市街地開発事業(変更)について(A3版)
- (2) 神戸市都市計画案件 手続比較表
- (3) 「神戸市環境影響評価条例」から「環境影響評価法」への手続移行
- (4) 粉じん防止対策の事例
- (5) 造成工事に伴う濁水処理について
- (6) 造成計画図
- (7) 現況写真と将来景観(s t . 3 : 井吹第1号公園、福谷地区方向)
- (8) 西神第2地区新住宅市街地開発事業(変更)環境影響評価準備書についての
意見の概要及び都市計画決定権者の見解
- (9) 保全緑地の植物に係る調査計画について

3 環境影響評価審査会 委員（五十音順）

朝日	稔	
小嶋	吉雄	
小谷	通泰	
北村	泰寿	
小泉	直子	
小浦	久子	
小松	満貴子	
齋藤	行正	（会長）
酒井	伸一	
田中	眞吾	
辻	治雄	
中島	正基	
中瀬	勲	
西村	多嘉子	
白子	忠男	（副会長）
服部	保	
藤井	正美	（小委員会委員長）
前川	純一	
榎村	久子	
松梨	順三郎	
室崎	益輝	
桃井	節也	
山口	克人	
山下	淳	

は、学園南等3案件小委員会委員

付属資料

神戸国際港都建設計画西神第2地区新住宅市街地開発事業（変更）
（西神南ニュータウン（西神第2地区住宅団地）の変更）
に係る環境影響評価準備書の審査結果のまとめ

都市計画決定権者 兵庫県知事から提出のあった「神戸国際港都建設計画西神第2地区新住宅市街地開発事業(変更)(西神南ニュータウン(西神第2地区住宅団地)の変更)に係る環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)について審査を行った結果は、下記のとおりである。

記

当事業に係る環境影響評価は、神戸市環境影響評価等に関する条例に基づき手続が進められていたが、環境影響評価法施行に伴い経過措置案件として手続が移行され、兵庫県知事から当審査会に環境の保全と創造の見地から意見を求められたものである。このため、事業予定地及びその周辺に影響を及ぼすおそれのある環境要素に係る予測・評価及び環境保全措置等について審査を行った。

1 事業の目的

既定事業である西神第2地区新住宅市街地開発事業は神戸市復興計画(平成7年6月)において、震災復興住宅整備緊急3か年計画に位置づけられたものであり、当事業は近年の住宅需要に対応して安定的に宅地供給を行うため、さらにその既定事業区域の北側及び東側を拡張(面積約81ha)するものである。

2 環境影響評価を行う環境要素の選定

環境影響評価を行う環境要素として、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地形・地質、植物、動物、生態系、人と自然との触れ合い活動の場、景観、廃棄物等が選定されている。

3 環境の現況

環境の現況は、既存資料及び現地調査結果に基づきとりまとめられている。

4 環境保全目標

環境保全目標は、環境基準、規制基準の他、環境要素の保全に著しい影響を及ぼさないこと等としている。

5 環境に及ぼす影響の予測及び評価

(1) 全体的事項

計画区域は山林のほか農耕地やため池が小規模ながら残存する里山的な環境となっている。計画区域周辺には既定事業区域のほか住宅団地、工業団地などが広がり、神戸西バイパスの建設も進められている。また、東側には友清川、北側には櫛谷川沿いに田園地帯となっている。

しかしながら、当事業は約81haの計画区域のうち約73haを改変する事業であることから自然環境への影響は避けがたいところであり、事業の実施が特に自然環境に与える影響をいかに低減していくかが重要である。

したがって、事業の実施に当たっては、準備書記載の環境の保全のための措置を着実に実施するほか、次の各環境要素ごとに述べる事項に留意する必要がある。

なお、留意事項の検討に際しては、当該事業計画案の内容を固定的なものとはせず、自然環境に与える影響をいかに低減、回避するかを柔軟に検討することが重要である。

(2) 環境要素ごとの予測及び評価に係る事項

ア 大気質

当事業の実施が大気質に及ぼす影響として、工事中の土工機械の稼働及び工事車両の走行並びに供用後の自動車の走行によるもの等について定性的又は定量的に予測を行っている。

工事中の土工機械の稼働による影響及び工事車両の走行並びに供用後の自動車の走行による影響について、計画区域周辺及び車両走行割合が大きい沿道で定量的に予測した結果、二酸化窒素（NO₂）の環境濃度（日平均値の98%値）は、いずれも環境基準値を下回るとしている。

また、土工機械の選定に際しては低公害型及び低燃費型の機種を使用すること、土工機械の稼働については多数の土工機械を同時に稼働しない等の効果的な工事の実施に努めるとしていることから、環境への影響は低減され環境基準の達成・維持に支障を及ぼさないとしている。

なお、既存の住宅団地等が近接していることから、工事中に裸地からの粉じんの飛散が懸念されるので周辺の生活環境に支障を生じる場合には、気象条件等に応じて効果的な対策を講じる必要がある。さらに、その影響を確認するため事後監視調査を行う必要がある。

イ 騒音

当事業の実施に伴う騒音による影響として、工事中の土工機械の稼働及び工事車両の走行並びに供用後の自動車の走行によるもの等について定量的に予測を行っている。

工事中の土工機械の稼働による影響について、計画区域に近接する民家付近及び敷地境界等で定量的に予測した結果、いずれにおいても環境保全目標を下回るとしている。工事車両の走行による影響について、走行割合の大きい井吹環状線沿道で予測した結果、当事業による寄与は小さく、騒音レベルは環境基準値を下回るとしている。また、供用後の自動車の走行による騒音についても、井吹環状線沿道で予測した結果、当事業による影響は小さく、予測した騒音レベルは環境基準値を下回るとしている。供用後の研究開発施設等からの稼働による騒音について、当用地に近接する民家付近で予測した結果、当事業による影響は小さく、騒音レベルは環境基準値を下回るとしている。

しかしながら、既存の住宅団地等が近接していること及び工事が長期にわたることから周辺地域への影響を低減するよう努めるとともに事後監視調査を行い、必要に応じて適切な対策を講じる必要がある。

ウ 振動

当事業の実施に伴う振動による影響について、騒音と同様に定量的に予測を行っている。

工事中の土工機械の稼働による影響について、計画区域に近接する民家付近及び敷地境界等で定量的に予測した結果、いずれにおいても環境保全目標を下回るとしている。工事車両の走行による振動について、井吹環状線沿道で予測した結果、当事業による寄与は小さく、予測した振動レベルは環境基準値を下回るとしている。また、供用後の自動車の走行による影響については、井吹環状線沿道で予測した結果、当事業による影響は小さく、振動レベルは環境保全目標を下回るとしている。

供用後の研究開発施設等からの稼働による振動についても、当用地に近接する民家付近で予測した結果、予測した振動レベルは環境基準値を下回るとしている。

エ 悪臭

当事業に伴う悪臭による影響については、供用後の研究開発施設等の稼働による影響を定性的に予測している。

供用後の研究開発施設については、既定事業区域で稼働している施設と同様に一般機械、電気機械、精密機械、医薬品の研究開発が主であることから、供用に伴う悪臭の影響は小さいとしている。

オ 水質

当事業が水質に及ぼす影響については、造成工事等に伴う濁水による影響を定性的に予測している。

造成工事等に伴う濁水防止対策として、仮設沈砂池や濁水処理施設の導入を図る。また、造成法面へは工事の進捗に応じて植栽、張芝、種子の吹付け等による法面保護を行うことから、濁水の公共用水域への影響は軽減されるとしている。

しかしながら、計画区域下流には水道水源取水口があるため、水質の維持に留意する必要がある。また、水質調査で環境基準値以下ではあるが砒素が検出されていることから、土地の改変の伴い発生する工事濁水の影響については事後監視調査を行い、必要に応じて適切な対策を講じる必要がある。

カ 地形・地質

当計画区域及びその周辺の現況を把握するため、地形図等の読図のほか露頭調査等の現地調査を行っている。当計画は、約81haのうち約73haを改変する計画であり現況の地形はほとんど残らないが、保全を必要とする特異な地形・地質が分布していないことから影響は軽微であるとしている。

キ 植物

計画区域及びその周辺の現況を把握するため、植生及び植物相等の調査を行っている。その結果、調査区域はコナラ - アベマキ群集等で大部分が占められている。貴重な群落として計画区域内でヨシ群落とヒシ群落の一部等が、計画区域外でツルヨシ群落、マコモ群落等が確認されている。また、貴重な種としてフトイ等が確認されている。

生育環境の変化の程度、植生、植物相の変化の程度、貴重な群落及び種への影響について予測・評価を行っているが、いずれも環境保全対策を講じることにより、変化・影響は軽減できるとしている。

しかしながら、貴重な群落・種については、その生育区域のほぼ全域を改変する計画となっているが、これらの保全については安易に移植するのではなく、慎重な対応を検討する必要がある。また、計画区域は都市化が進んだ周辺地域の中で希少な緑地として機能してきたことに留意し、改変面積を減らす努力が必要である。

ク 動物

計画区域及びその周辺における陸生動物の現況を把握するため、調査を行っている。その結果、計画区域内又は近傍でチュウサギ、オシドリ等の生息が、また上空でオオタカ、ハイタカ等の飛翔が確認されている。

生育環境の変化の程度、動物相の変化の程度及び貴重な動物相の消滅の有無等への影響について予測・評価を行い、その結果、保全緑地、造成緑地の維持又は整備により影響は軽微であるとしているが、貴重な種については、当事業の実施により具体的に何が消滅し、何が残存し、何をどう復元するのか明らかにする必要がある。

また、当計画区域近傍でオオタカの生息が確認されていることから、工事中にこれら希少な野生生物の営巣等を確認した場合、必要に応じて関連する工事を一時中断し、専門家からの意見の聴取をするなど、これらの生息生育環境に対する影響を最小限になるよう措置を講じる必要がある。

ケ 生態系

動植物の現地調査結果、計画区域周辺にある類似開発地域の状況をもとに計画区域及びその周辺における当事業の実施に伴う生態系及び種の多様性の変化の程度等について予測・評価を行っている。その結果、造成緑地・公園を整備し、緑化には現存植栽を考慮する等としていることから、生態系への影響は軽減できるとしている。

しかしながら、事業実施に当たっては、生物生息空間の創出及び維持のための具体的な計画の作成を行い確実に実施するとともに、その維持・管理を徹底する必要がある。

コ 人と自然との触れ合い活動の場

当事業が人と自然との触れ合い活動の場に及ぼす影響として櫛谷川を選定している。影響については、造成工事の実施に伴う濁水が櫛谷川に汚濁負荷を与えることが考えられるが、濁水の流出が最小限に抑えられるよう濁水防止対策を講じることから、濁水による影響は軽減されたとしている。

サ 景観

当事業が景観に及ぼす影響については、計画区域及びその周辺の里山的景観をできるだけ維持していくこと、保全緑地の環境維持や造成緑地の植栽を行うことから周辺景観との調和が図られることができるとしている。

シ 廃棄物

当事業の実施に伴い発生する廃棄物としては、造成工事による伐採樹木、土砂及びアスファルト廃材の建設廃材、施設稼働及び住宅の供用に伴う廃棄物が考えられるが、廃棄物の適正な処理及び排出抑制・再利用等による廃棄物の減量化を推進するとともに廃棄物の資源化及び有効利用を促進することとしている。

ス 事後調査

事後調査については、貴重な動植物の移植を事後調査の対象として選定している。

しかしながら、粉じん、騒音、水質についても、周辺地域への影響等を確認するため、神戸市環境部局とも協議し事後監視調査を適切に実施する必要がある。